平成18年度

情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

問合せ総務課法制総務係

●情報公開制度

情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さんからの請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務を負うことにより、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。

この制度は、市が保有している情報が対象となり、公開することを原則としますが、個人のプライバシーに関する情報など公開できないものもあります。

●市政情報の公開請求などの状況

平成18年度の市政情報の公開請求などの状況は、表1のとおりです。

●情報公開審査会

この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する不服の申立てを審査したり、情報公開制度の運営について審議したりします。

平成18年度は、1回開催されました。

●個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、自己の情報に限り、開示・訂正・利用停止を請求する権利を保障し、収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の取扱いに関する一定のルールを定め、個人のプライバシーを保護する制度です。

●保有個人情報の開示請求などの状況

平成18年度の個人情報の開示請求などの状況は、表2のとおりです。

なお、訂正請求及び利用停止請求はありませんでした。

●保有個人情報取扱事務の届出状況

実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)は、市民の個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、又は廃止しようとするときは、市長に届け出て、これを公示することが義務付けられています。

平成18年度の届出状況は、表3のとおりです。

●目的外利用と外部提供の届出状況

市民の個人情報は、収集の目的の範囲内で利用することを基本としていますので、市の内部でほかの目的に利用(目的外利用)したり、市以外のものに提供(外部提供)したりすることは、原則として禁止されています。

しかし、①法令などに定めがある場合②あらかじめ本人の同意を得ている場合③災害時において、緊急かつやむを得ない理由がある場合④実施機関が事務を進めていくうえで公益上やむを得ないと認められる場合で個人情報保護審議会の同意を得たときのいずれかに該当する場合には、例外として目的外利用、外部提供をすることができます。

平成18年度の目的外利用・外部提供の届出状況は表3のとおりです。

●個人情報保護審議会

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正・非利用停止などの決定に対する不服の申立てを審査したりします。

平成18年度は、3回開催されました。

●制度を利用するには

請求の方法

市政情報の公開、自己情報の開示などの請求や相談→本庁舎5階「情報公開・個人情報保護コーナー」にお越しください（電話などでは請求できません。請求書等につきましては市のホームページからダウンロードして使用することができます)。

※市政情報の請求は、インターネット(東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービス)を利用しても行えます。※自己情報の開示などの請求については、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証など)を、訂正の請求の場合は、訂正請求の内容が事実と合っていることを証明する書類も提示してください。

公開などの決定

市政情報の公開または自己情報の開示→請求があった日の翌日から14日以内に公開・開示するかどうかを決定し、お知らせします(公開・開示できない場合は、その理由をお知らせします)。

自己情報の訂正→必要な調査を行い、請求があった日の翌日から30日以内に訂正するかどうかを決定し、お知らせします（訂正しない場合は、その理由をお知らせします)。

公開などの方法

市政情報の公開または自己情報の開示→お知らせした日時に原本の閲覧または写しの交付により行います(公開・開示する情報によって、原本の写しを閲覧していただく場合があります)。※自己情報の開示にあたっては、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

費用

市政情報や自己情報の閲覧→無料

写しの交付や郵送→その作成などにかかる費用

◆住民票の写しの請求など、別に法令などで手続きが定められているものについては、この制度は適用されません。

◆くわしくは市のホームページをご覧ください（制度の概要、運用状況、関係条文、請求書等を掲載しています)。

◆本庁舎1階に「情報コーナー」がございます。市政情報について自由に見ることができ、コピー(有料)もできますのでご利用ください。

表1 市政情報の公開請求などの状況

区分	請求件数	決定内容 全部公開	一部公開	非公開	不服申立て
公開請求	8	7	0	1（文書不存在）	0
任意的公開申出	0	0	0	0	
合計	8	7	0	1	0

表2 個人情報の開示請求などの状況

開示請求の件数	決定内容 全部公開	一部公開	非開示	不服申立て
15	9	2	4（4件とも文書不存在）	1

表3 保有個人情報取扱事務、保有個人情報目的外利用及び保有個人情報外部提供の届出状況

区分／実施機関	保有個人情報取扱事務件数	保有個人情報目的外利用件数	保有個人情報外部提供件数
市長	293	114	36
教育委員会	82	10	7
選挙管理委員会	2	2	0
監査委員	1	0	0
農業委員会	1	1	0
固定資産評価審査委員会	1	0	0
議会	3	0	0
合計	383	127	43

第4回広域連携サミットin立川 参加者(傍聴)募集

福生市では、立川市をはじめ近隣8市で新たな広域連携について協議する場を設けています。また、平成16年度から、この9市の首長が一堂に会し、意見交換を行なう「広域連携サミット」を開催しています。

本年度は、「これまでの広域連携と新たな展望」をテーマに開催します。市域を超えた魅力あるまちづくりや隣接自治体の連携・協力によるサービスの向上など一緒に考えてみませんか。ぜひご参加ください。

日時 7月17日(火)午後1時30分～

場所 自治大学校（立川市緑町3591番地）

募集人数 30人(申込順)

申込み はがきに「広域連携サミット参加希望」と明記し、住所・氏名・電話番号を記載の上、6月29日（当日消印有効)までに、企画調整課企画調整担当へ。

木造住宅の耐震診断費用の一部を助成します

耐震診断とは、建物の地震に対する安全性を評価することです。この耐震診断により、自分の家にどの程度の耐震性があるかを知ることは、住宅の地震対策を進めるうえで大切なことです。

助成の対象となるのは、市で定める診断機関による耐震診断で、事前に申請が必要となります。ご希望の方は、まちづくり計画課計画担当へご相談ください。

なお、パソコンによる簡易診断は、施設工事課建築担当で無料で行っています（電話予約制)。

助成の対象となる住宅

市内にある住宅のうち、昭和56年以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅で、延べ床面積の2分の1以上を所有者自らの住居としているもの（賃貸住宅は対象となりません。)

補助対象者 助成の対象となる住宅を所有している個人(共有の場合は共有者全員によって合意された代表者)

助成額 耐震診断に要する費用の3分の2以内（限度額10万円)

問合せ まちづくり計画課計画担当（助成)・施設工事課建築担当（パソコンによる無料簡易診断)

雨水浸透ます設置工事費を助成します

市では、住宅の屋根に降った雨水を地中に浸透させるための施設「雨水浸透ます」設置工事に9割相当（上限40万円)の助成をします。

なお、助成については年間設置数に限度がありますので、早めに申請してください。

対象 市内全域で1,000㎡未満の敷地に建てられた、一戸建て住宅や集合住宅。※工事は指定下水道工事店が行います。

申込み 施設管理課庶務担当

「患者の声相談窓口」

西多摩地域にお住まいの方の、医療に関する相談を受け付けます。

相談内容 ●医療に関する様々なご相談●診療所・歯科診療所・薬局などに関すること。

ご相談・ご意見など

専用電話 ☎0428・20・2113

受付時間 平日の午前9時～正午、午後1時～5時

問合せ 西多摩保健所

□ 市民のひろば □

個人情報が含まれているため、広報ふっさＰＤＦ版からは除いてあります。

問合せ 秘書広報課広報広聴係